

○補助対象経費

| 区分                | 費目     | 内 訳   |
|-------------------|--------|---|
| 出演・音楽・文芸費         | 出演費    | 指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等  |
|                   | 音楽費    | 作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等                               |
|                   | 文芸費    | 演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作用料、企画制作料等 |
| 舞台・会場・設営費等        | 舞台費    | 大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等                               |
|                   | 作品借料   | 作品借料、作品保険料等   |
|                   | 上映費    | 上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等   |
|                   | 会場費    | 会場使用料(付帯設備費を含む)、会場設営費、会場撤去費等  |
|                   | 運搬費    | 道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等  |
| 賃金・旅費・報償費         | 賃金・共済費 | 事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等<br>※臨時に雇用する場合に限る。  |
|                   | 旅 費    | 国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等   |
|                   | 報償費    | 講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金等   |
| 雑役務費<br>消耗品費<br>等 | 雑役務費   | 広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等  |
|                   | 消耗品費   | 消耗品費  |
|                   | 通信費    | 通信費、郵送料   |
|                   | 会議費    | 会議費   |
| 委託費等              | 委託費等   | 委託費等  |

- (注) 1. 補助事業における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費については、補助対象経費の企画制作料に計上できます。
2. 地方公共団体が所有する施設の使用料については、減免措置等の規定がない場合は、補助対象経費の会場使用料に計上できます。
3. 地元の大学やシンクタンク等の外部の専門機関による効果検証に係る経費については、補助対象経費の雑役務費又は委託費等に計上することができます。